

# 「適正な電力の取引についての指針」の改正について

## ～電気事業法の小売関連部分～

平成 28 年 2 月 3 日（水）

# 小売分野に関連する各ガイドラインの位置付け

- 適正取引ガイドラインは、①一般電気事業者が100%近い小売シェアを有していること、②新規参入者は一般電気事業者の託送を利用せざるを得ないこと、などの特徴を有する電力市場において、市場を競争的に機能させていくために定められているもの。小売全面自由化に当たって整備する事項のうち、市場競争の観点から定めるものについては、適正取引ガイドラインに位置付けられる。
- 他方、需要家に対する説明の在り方や、ビジネスモデルについての考え方などは、上述の電力市場の特徴や市場競争の観点との関連性は低く、小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために策定するもの。そのため、これらについては、適正取引ガイドラインとは別に、「電力の小売営業に関する指針」として新たに定められた。

## 各ガイドラインで定める主な事項

電力の小売営業に関する指針	適正取引ガイドライン(小売分野)
<ul style="list-style-type: none"><li>・料金請求時の根拠の明確化</li><li>・電源構成について問題となる算定・開示の方法</li><li>・電気事業法上問題となるビジネスモデル</li><li>・取次ぎを行う際に確保すべき事項</li><li>・料金の算出方法の明確化</li><li>・停電に関する問い合わせ対応</li></ul> 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般電気事業者であった小売電気事業者による行為</li><li>・請求書等への託送料金相当分の明記</li><li>・スイッチングに係る公平な取扱いと円滑なスイッチングの実現</li></ul> 等

# 現行の適正取引ガイドラインについて

- 経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、電事法及び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。

## 問題となる行為

## 望ましい行為

### 小売分野

- 新規参入者への対抗
- 部分供給料金の不当設定
- 不当な最終保障供給約款
- 不当な違約金、精算金の徴収 等

- 適切な標準メニューの設定・公表 等

### 託送分野

- 託送供給を受けることを著しく困難にする託送供給料金設定
- 託送供給（・振替供給）における情報の目的外使用の禁止・差別的扱いの禁止
- 適切なコストに基づかないインバランス料金設定 等

- 利用形態を反映した託送供給料金設定
- 託送供給により得られた情報の管理
- 系統運用や系統情報の開示・周知 等

### 卸売分野

- 卸供給における不当な料金設定
- 余剰電力購入契約の解除・不当な変更
- 卸売事業者（IPPなど）に対する小売市場への参入制限
- 新規参入者への卸売（常時バックアップ）における不当な料金設定 等

- 卸電力取引所の積極的な活用
- 余剰電源の卸電力取引所への入札
- 卸取引所の価格形成の信頼性確保につながる情報の公開 等

### 他のエネルギーと競合する分野

- 自家発電設備の導入又は増設の阻止
- 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要
- 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動
- オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供 等

- 自家発電設備を系統に連系する場合の技術基準の遵守
- 供給約款等に記載されている事項を適用する際の運用基準の公表 等

# 適正取引ガイドラインの改正について

- 適正取引ガイドラインは、電力市場を競争的に機能させる観点から改正を行う予定。

## 適正取引ガイドラインの主な改正事項

### (1) 卸売分野

#### ①望ましい行為

- インサイダー情報に関する社内管理体制を構築すること。

#### ②問題となる行為

- ✓ 常時バックアップについて供給量の一定割合（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）が確保されるような配慮を行わないこと。
- ✓ インサイダー情報（市場価格に影響を及ぼす発電所事故情報等）を開示せず取引すること。
- ✓ 相場操縦（市場価格のつり上げ等）を行うこと。

### (2) 小売分野

#### ①望ましい行為

- 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記すること。

#### ②問題となる行為

- ✓ 引っ越し等により新たな供給先を探している需要家に対し、送配電事業者が自社の小売部門だけを紹介すること。
- ✓ 需要家の切替えを行うスイッチング支援システムにおいて、全ての小売事業者を公平に取り扱わないこと。

# 請求書等における託送料金相当金額の記載の位置付け

- ◇従来、①**送配電部門の業務の公正性・透明性を確保する観点**から、一般電気事業者については託送料金相当金額の請求書等への記載を「望ましい行為」と位置付けてきた。
- ◇今後は、この観点に加え、託送料金相当部分の明示により、②**事業者努力により料金を下げる余地のある部分（託送以外の発電・小売）が明確化され競争領域での料金抑制の努力が促される**、③**託送料金に関する需要家の関心が高まりチェックが働きやすくなる**、といった効果が期待されることから、ガイドライン案では、請求書等への記載を全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」としている。
- ◇ただし、本年4月の全面自由化に向け、既に請求書等の発行のためのシステム開発等を進めている小売電気事業者も多い。このように事業者が**技術的に対応困難な場合には、正確な金額に代えて概算額や適用される託送料金の単価を記載することや、今後のシステム改修の中で対応することが望ましい。**

## 対象

## 考え方

## ルール

現行ガイドライン

一般電気事業者の  
高圧以上の需要家

送配電部門の業務の公正性・透明性を確保する観点から望ましい行為と位置付け（上記①）

適取ガイドラインの  
託送分野に記載

ガイドライン改正案

全ての小売電気  
事業者の全需要家

上記の考え方に加え、電気料金の透明性確保の観点から望ましい行為と位置付け（上記①・②・③）

適取ガイドラインの  
小売分野に記載

# スイッチングに係る公平な取扱いと円滑なスイッチングの実現

- ◇本年4月から、広域的運営推進機関が提供するスイッチング支援システムを通じて、需要家情報の提供や、スイッチングの処理が行われることとなる。
- ◇小売電気事業者間の公平性や、円滑なスイッチングを確保するため、ガイドライン案では以下の事項を規定している。

## 望ましい行為

- 広域機関及び一般送配電事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を強化し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。

## 問題となる行為

- スwitching支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が、全ての小売電気事業者を公平に取り扱わないこと。
- 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が自社の小売部門の情報のみを提供するなど、不当に差別的に取り扱うこと。

※需要家への差別的な取扱いについては、上記に加えて、停電対応やメーター交換などの場合についても、「問題となる行為」として定めている。